

令和7年度第2回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和7年8月21日（木） 13:30～15:30

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎会議室3-3

3 出席委員

会 長	高橋 克	委 員	野尻 孝明
副会長	笹生 衛	委 員	實形 裕介
委 員	成田 篤彦	委 員	井口 崇

（欠席委員）

委 員	濱名 徳順		
-----	-------	--	--

4 出席職員

教育長	鴫田 道雄	主 査	大河原 務
生涯学習課長	長谷川 秀明	学芸員	助川 諒
副課長	田中 大介	学芸員	池田 輝
主 査	前田 雅之		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	1 人

6 議題

- （1）千手観音菩薩立像の指定について（答申）
- （2）妙見菩薩立像の指定について（答申）
- （3）指定文化財候補について（百目木神楽）
- （4）指定文化財「永吉台遺跡群出土の古代文字資料及び信仰関連資料群」の案内板について

7 報告

(1) イッペガサ製作技術の現状について

(2) 野田の虫送りの休止について

8 議事等

議題 (1) 千手観音菩薩立像の指定について (答申)

事務局：資料に沿って説明

質疑等なし

議題 (2) 妙見菩薩立像の指定について (答申)

事務局：資料に沿って説明

質疑等なし

議題 (3) 指定文化財候補について (百目木神楽)

事務局：資料に沿って説明

笹生副会長：祭礼では諏訪神社、稲荷神社、御霊神社すべてを廻るのか。

事務局：区内の5地区全てを廻っている。

笹生副会長：このような形態の祭礼は、いつくらいから記録されているのか。

事務局：平成元年発行の袖ヶ浦町民俗文化財調査報告書に記載があったと記憶している。

笹生副委員長：内容的に面白いのが遊びの舞の水遊びのところで、黄泉の国から帰ってきたイザナギが禊によってアマテラスなどの神を生む古事記の文脈に基づいている。日本書紀には出てこない古事記に拘って書いている文脈が成立するのは明治以降なのか、江戸期まで遡るのか。用具などを見ると古いものがありそうで、江戸後期まで行くのだろうか。

事務局：確認はできていないが、神楽櫃に文政9年と書かれていると伺っており、神楽はその頃にはやっていたと思われる。

笹生副委員長：あえて古事記の一説を反映させて書いているのは、江戸後期の国学の影響が

見えると思う。もしくは明治時代に神主が整えていったかかもしれない。そういったプロセスが分かってくると良い。口上の内容も面白い。白妙の御幣をもって悪魔を払うと言っているが、お払いの要素も見ることができる。遊びの舞は具体的な古事記の禊の内容になっている。いつどういう経緯で入ってきたのかわかると良い。それと、阿部の獅子頭が残っている事が重要で、地域ごとに獅子頭が残っているのかもしれない。そうすると社を廻るというより、地域ごとに元々あった舞が廻るように変化していったのかもしれない。そういった事が分かってくると、価値が上がっていくと思う。

高橋会長：獅子頭の話だが、二人立ちの獅子は地区を廻って口上にあったように清めて行き、その後におそらく神様が来る。獅子舞自体は露払いのようなもので、だから四方固めもやる。この土地を鎮めて神様に来てもらおうという意味。西上総にはこのような獅子舞が多い。富津市の馬出しは有名だが、馬を出して神輿も来るが、祭りの始まりは獅子頭を担ぎ上げて山の下から拝殿に安置して始まる。獅子の役割というものがあり、だから獅子頭だけ奉納して残っている。行道獅子舞と言い、獅子舞があつて、神輿がないのもおかしな話になる。

笹生副会長：16世紀の香取神宮神幸祭絵巻の写本が残っているが、それも二匹の獅子、八乙女、鞆鼓を付けた人が御神輿を先導し、その後神主が来る。これは平安時代の年中行事絵巻に描かれている物がそのまま地方に来ている。それが原型だと思うが、獅子舞だけが残っているのが面白い。口上も禊の話をしているのは祓えと関連させる意識が残っており、羅と綾の袂を翻して、それに対して白妙の御幣を持って、で韻を踏んでいる。

高橋会長：阿部の獅子頭は一回くらい修理していると思うが、剥がれてきている塗料を塗る前の記録があると面白い。

笹生副会長：毛が植えられていたのではないかな。

野尻委員：獅子頭が収めてあるのは神輿なのか。

事務局：小さいお宮に獅子頭を安置しているが、担げる状態でもある。

高橋会長：獅子頭だけを儀式として担げるようにしているのではないかな。

笹生副会長：扉や脇障子などの痕跡があるかもしれない。正面に褄股も入れている。

高橋会長：百目木では演者は継承されていきそうかな。

事務局：若い人間が多い地区で、青年団も活動している。

高橋会長：正月にもやっているのか。

事務局：やっていない。5月の百目木公園祭りと7月の祭礼時のみである。

笹生副会長：鈴の舞もあるので神楽の要素が強い。

高橋会長：いろいろな要素を抜き出していくと面白い。

事務局：今後ともご意見を参考に調査を続けていきますが、調査協力をしてくださる代表者の方からは、指定については前向きな印象は受けない。細く長く伝えていきたいと考えている。調査は継続していきたい。

笹生副会長：記録を残しておくだけでも良いと思う。

高橋会長：記録を残すための予算措置をしておいた方が良いと思う。

實形委員：百目木村は大きい村で近世の頃は1200石くらいある。だからいくつも集落と神社がある。支配としては久留里藩領の一給なので、支配としては1つである。実態はいくつかの集落に分かれてお宮がある。大きい村であったからこのような形で今も残っていることが考えられる。阿部とか小さい村だと続けていくことが難しい。古文書で祭礼の記録が残っていれば良いが難しいので、モノで調べていく必要がある。

笹生副会長：中世の小さな郷村が近世になってまとめられたという可能性もあるか。

實形委員：中世も大きかったと思われるが、近世になって分割されなかった。久留里支配となり、上手くそういうまとまりが出来た。袖ヶ浦だと相給のムラが多く、奈良輪などでは一つのムラがモザイク状に支配が異なる。それとは違うので地域としてまとまりやすい。

笹生副会長：だから廻るようなことが可能となった。民俗と歴史性を繋げていくと面白い。

高橋会長：富津市吾妻神社の馬出しも地域を廻るので、違和感なく廻るのは当然と思っていた。一つの神輿が全て廻っていく。

笹生副会長：吾妻神社は吉野郷とか中世の郷村が広いから、それを廻っていると思っている。

井口委員：周辺の横田本郷とか祭りばやしをやっているところで、お囃子をどこで習ったか確認すると、地域間の交流のヒントが得られるかもしれない。

事務局：地域との交流について、百目木の方の話を聞いていると、横田よりも真里

谷とのつながりが多いようである。

高橋会長：それでは、引き続き調査をお願いしたい。

議題（４）指定文化財「永吉台遺跡群出土の古代文字資料及び信仰関連資料群」の案内板について

事務局：資料に沿って説明

笹生副会長：まず、役人のベルトという表現だと役人がここに居たことになるので、役人が使用した帯の飾りの方が適切である。文章だが、「れた」という受け身の表現が多用されていてくどく感じる。墨書土器の説明は、墨で文字を書いた土器で良いかもしれない。「存在」という言葉も硬い。文字の普及と識字層の存在は同じことを言っているので、普及や寺院の所在、という表現でも良いと思う。

井口委員：袖ヶ浦市における、と書くと今の袖ヶ浦市になってしまい、意識が現在に向いてしまう。袖ヶ浦市域の古代における～とか、古代を強調してはどうか。

笹生副会長：富津も含めて墨書土器は出ているので、西上総でも良いのでは。最後の文章には、この村の特徴的なところを入れた方が良い。仏教信仰を受け入れた人々が住んでいた、中央と繋がる人たちが活動した遺跡であるとか、行政との結びつきが強かった遺跡がとか。「千年以上前」も平安時代と言った方がイメージしやすい。

高橋会長：図と写真ですが、地図についてドイツ村の輪郭がわかるような大まかな地図の方が分かりやすいかもしれない。

笹生副会長：県史で寺院の復元図を私が描いていますので、それを使用してもイメージがしやすいかもしれない。

高橋会長：写真がつまらないので、墨書土器のはっきり分かる写真が欲しい。それと資料は博物館所蔵と書いて、博物館へ誘導するという事も考えられる。

事務局：意見を基に文面を整え、送付させていただきたい。

報告（１）イッペガサ製作技術の現状について

事務局：資料に沿って説明。

井口委員:イッペガサの技術を保持されていた方の娘さんが技術を伝授されていたと記憶しているが、その方とは連絡が取れているか。

事務局:取れていない。

高橋会長:伝承されている方はその方だけなので、確認してほしい。また、他の笠の技術を持っている人がいるならマニュアル化して残していく、という方向が良いと思う。

報告(2) 野田の虫送りの休止について

事務局:資料に沿って説明。

高橋会長:田んぼを廻らずに家を廻る子どもの行事と思われる。おひねりが大事で、青戸や亀戸では小さな舟があり、子どもが担いで大人が迎えてお金を入れて、それを分ける行事があった。虫送りがそういう方向に移行しようとしている過程が残っているのかもしれない。

笹生副会長:国立オリンピック記念青少年センターの紀要で書いたが、子どもの民俗行事の典型的な例。正月から作り物を作ってお菓子をもらうとか、亥の子突きなどを行う。害虫駆除を子どもがやり、それにご褒美をもらって地域に貢献する教育的な意味もある行事で大事なものだと思う。

井口委員:野田神社の祭りにはあちこちから子どもが来て、賑わっている。地区の中にはいないけど、子どもが集まる事は出来る地域なので、やっていけるかもしれない。

高橋会長:地域の中で座談会もやりながら、終わってないと意識づけが必要。

笹生副会長:地域で子どもを育てる教育的に意味のある行事だが、それができないのは寂しい。

午後3時30分終了

令和 7 年度 第 2 回袖ヶ浦市文化財審議会

会議次第

日 時 令和 7 年 8 月 2 1 日 (木)
午後 1 時 3 0 分から

場 所 袖ヶ浦市役所 3－3 会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

6 議題

- (1) 千手観音菩薩立像の指定について（答申）
- (2) 妙見菩薩立像の指定について（答申）
- (3) 指定文化財候補について（百目木神楽）
- (4) 指定文化財「永吉台遺跡群出土の古代文字資料及び信仰関連資料群」の案内板について

7 報告

- (1) イッペガサ製作技術の現状について
- (2) 野田の虫送りの休止について

8 閉会のことば

令和 7 年度 第 2 回袖ヶ浦市文化財審議会資料

目 次

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令	1
第26期袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿	2

次第4 議 題

(1) 千手観音菩薩立像の指定について (答申)	3
(2) 妙見菩薩立像の指定について (答申)	6
(3) 指定文化財候補について (百目木神楽)	9
(4) 指定文化財「永吉台遺跡群出土の古代文字資料及び信仰関連資料群」の案内板について	17

次第5 報 告

(1) イッペガサ製作技術の現状について	20
(2) 野田の虫送りの休止について	21

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令 袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例より抜粋

第2章 市指定文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを袖ヶ浦市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により指定をするときは、教育委員会はあらかじめ第24条の規定により設置する袖ヶ浦市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

第4章 市文化財審議会

(設置)

第24条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し及びこれらに必要な調査研究を行うため袖ヶ浦市文化財審議会を置く。

(定数及び委嘱)

第25条 審議会は、非常勤の委員7名で組織し、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 2 6 期 袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿

氏 名	担当分野	備考
さそう まもる 笹生 衛	有 形 記念物	再 任 7 期目
じつかた ゆうすけ 實形 裕介	有 形	再 任 2 期目
たかはし まさる 高橋 克	民 俗	再 任 10 期目
なりた あつひこ 成田 篤彦	記念物	再 任 10 期目
のじり たかあき 野尻 孝明	有 形	再 任 2 期目
はまな とくじゅん 濱名 徳順	有 形	再 任 3 期目
いぐち たかし 井口 崇	有 形	新 任 1 期目

任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案（１）千手観音菩薩立像の指定について（答申）

令和７年５月１５日付け袖教生第４６７号にて、袖ヶ浦市文化財審議会に諮問いたしました袖ヶ浦市指定文化財の指定については、別紙案のとおりとしたいが意見を求めます。

案

令和7年8月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

袖ヶ浦市文化財審議会
会 長 高橋 克

袖ヶ浦市指定文化財の指定について（答申）

令和7年5月15日付けにて諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、別紙の事由により下記の文化財を指定することが適当であるとの結論を得ましたので答申します。

記

- | | | |
|----|--------|--|
| 1 | 名 称 | せんじゅかんのんぼさつりゅうぞう
千手観音菩薩立像 |
| 2 | 員 数 | 1 軀 |
| 3 | 種 別 | 有形文化財（工芸品 彫刻） |
| 4 | 所在地 | 袖ヶ浦市三箇2010（光福寺） |
| 5 | 所有者 | 光福寺 |
| 6 | 時 代 | 平安時代後期（12世紀頃） |
| 7 | 作 者 | 不明 |
| 8 | 寸 法 | 像高：145.7cm |
| 9 | 適用指定基準 | 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成23年9月1日施行）
有形文化財 工芸品
(4) 流派的又は地域的特色があるもの |
| 10 | 指定理由 | 別紙のとおり |

別紙

千手観音菩薩立像は、市内三箇地区に所在する光福寺の本堂に安置されている。元々は近隣に所在した門徒寺岩崎寺の本尊であったが、昭和 30 年の同寺廃寺に伴い本寺に移されたものである。

本像は、頭に宝髻^{ほうけい}を結び、天冠台を彫り出し、冠繪^{かんそう}付の天冠及び、簪を着用する。天冠台上に頭上面を一例に現し、頭上面は 4 面現存し、柄穴が 6 つ残る。眉間に白毫相^{じょうはく}を現すが、白毫珠は失われている。

上半身は条帛^{じょうはく}を掛け回し、肩から天衣を掛け、胸飾を装着する。天衣は左右肘の内側を通り、膝前で上下二段に掛かる。真手は鳩尾高で合掌し、第二手は真手の臂より分かれ、正面下腹部で掌を重ね、宝鉢を持つ。第三手は両腕上腕部より出て肘を曲げ、掌を挙げて右手に蓮華を持つ（左手の持物は欠失）。真手、第二手は腕釧、第三手は腕釧、臂釧を着用する。

下半身は裙^{くん}を着用し、裙は左を前に中央で合せ、上端を一段折り返し、裸足で台座上に直立する。

光背は円光背である。

本像は後補部分が多いものの、頭体幹部を堅一材（檜か）から彫り出し内刳^{うちぐり}がなく、面部も含めてある程度原形をとどめているものと思われる。上半身背面に別材を矧ぎ寄せる。真手、第二手は本体と同材であるが、真手の手首より先は別材である。また第二手の前端及び第三手も別材である。下半身は背面に堅二材（杉材）を矧ぎ寄せ、前面は膝下に複数材を寄せていて、足もその材より彫出している。両足先と両足柄は別材である。本体は全体的に麻布貼りし、古色塗りとしている。台座と光背は寄木造である。

装身具は金銅製で、瓔珞^{ようらく}にはビーズを交える。

一木造で内刳を持たない構造、衣文線^{えもんせん}の彫法から平安時代後期に制作されたものと考えられる。比較的厚みのある体軀、彫の深い目鼻立ちは古様であるが、上総の平安時代後期の仏像に時折り見られる特徴である。

なお、台座裏に昭和 19 年の修理銘が記載されている。

本像は、市内における 3 例目の平安時代の仏像である。後補部分が多いものの、体幹部分はほぼ当初の形が残されており、全体として平安時代後期における仏像彫刻の温雅な様式を示している。

一方で、比較的厚い体軀や彫りの深い大ぶりの目鼻立ちを持ち、構造面でも一木造りを踏襲するなど、上総地域の同時代の仏像の特徴とも一致しており、当時上総国に勢力を張った上総氏系武士団発願の仏像と見なすことも可能である。

これらのことから、市内最古級である平安時代の仏像彫刻であり、かつ、当時の時代背景を示す可能性のある資料としても重要であることから、市指定文化財として指定し保護するに値する。

議案（２）妙見菩薩立像の指定について（答申）

令和７年５月１５日付け袖教生第４６８号にて、袖ヶ浦市文化財審議会に諮問いたしました袖ヶ浦市指定文化財の指定については、別紙案のとおりとしたいが意見を求めます。

案

令和7年8月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

袖ヶ浦市文化財審議会
会 長 高橋 克

袖ヶ浦市指定文化財の指定について（答申）

令和7年5月15日付けにて諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、別紙の事由により下記の文化財を指定することが適当であるとの結論を得ましたので答申します。

記

- | | | |
|----|--------|--|
| 1 | 名 称 | <small>みょうけんぼさつりゅうぞう</small>
妙見菩薩立像 |
| 2 | 員 数 | 1 軀 |
| 3 | 種 別 | 有形文化財（工芸品 彫刻） |
| 4 | 所在地 | 袖ヶ浦市三箇2010（光福寺） |
| 5 | 所有者 | 光福寺 |
| 6 | 時 代 | 南北朝時代（14世紀頃） |
| 7 | 作 者 | 不明 |
| 8 | 寸 法 | 像高：39.2cm |
| 9 | 適用指定基準 | 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成23年9月1日施行）
有形文化財 工芸品
(4) 流派的又は地域的特色があるもの |
| 10 | 指定理由 | 別紙のとおり |

別紙

妙見菩薩立像は、市内三箇地区に所在する光福寺の本堂に安置されている。

本像は、頭髮を中央で分け後ろに流す披髪とし、眉間に白毫相を現さない。

皮鎧を着用し、鳩尾と腹部分に帯をまいて緊縛する。上の帯は中央に吊紐を持ち、左右は斜めに下がって両脇で腹帯と一体化する。腹帯には獅嚙しかみを現す。皮鎧の下を着衣は不明であるが、天衣を腹帯に絡める。両手亡失のため印相は不明である。下半身には袴くんと裙あゆいを着用し、袴は膝下で足結する。沓を履き、左足をわずかに前に出して立つ。

頭体幹部を竪一材（檜材）より両足柄まで彫り出し、内刳は無い。両肩先は別材製で、雇柄やといぼぞ（丸柄）にて接合する。

頭部がやや過大であるのは、千葉氏の伝承で妙見菩薩が 12～13 才の童子として示現しげんしたとされることを受けたもので、古様な一木造で目を彫眼としたのは神像を意識した可能性がある。左足柄外側に「泰心不口」と読める墨書銘があるが、意味は不明である。

目に優れた彫法が見られ、随所に鎌倉風が残る一方、裙の処理にやや煩瑣なところが見られるなど、やや時代の降った 14 世紀頃の制作と推定される。

鎌倉時代後期、小櫃川中流域を横田氏など千葉氏化した上総氏系武士団が支配したとされ、市内には妙見信仰に関連した社寺が 15 箇所所在したとされる。これらの全てが中世に遡る創建か否かは判然としないが、当像などはそうした中世の千葉氏の妙見信仰につながるものと見なすことができる。

本像は、両腕が欠失しているものの、檜の良材から彫り出され、皮鎧の飾りや脚部の足結なども丁寧に制作されている。

これまで制作が中世に遡る妙見像は全国で 10 体ほどしか確認されていない。

また、このタイプの妙見像は中世武士団千葉氏の創案であることから「千葉妙見」とも呼ばれている。

本像は、全国的にも数少ない中世に遡る制作の妙見像であり、かつ市内に千葉氏系武士団が伸長したことを示唆する資料としても重要であることから、市指定文化財として指定し保護するに値する。

議案（３）指定文化財候補（百目木神楽）について

令和 7 年 5 月 1 5 日に開催しました令和 7 年度第 1 回文化財審議会において指定文化財候補としました「百目木神楽」について、調査を行いましたので、その結果を報告し、その結果、及び今後の調査内容について意見を求めるものです。

１．百目木区について

世帯数：1 7 7 世帯 人口：3 9 3 名（令和 7 年 8 月 1 日現在）

第一、第二、第三、第五、上部の 5 地区に分かれる（行政的な境ではない）

平成元年発行の「袖ヶ浦町民俗文化財調査報告書 4」によると、上部と下部の 2 地区に分かれ、上部で諏訪神社、下部で御霊神社を祀っていた。また、熊野神社は個人の家が祀っていた。稲荷社は諏訪神社に合祀されていたが、昭和 5 0 年頃に元の場所に戻した。

２．祭礼

日取り：かつては 8 月 2 5 日→7 月 2 4 日に変更（明治期）→2 4 日に近い日曜
※ 8 月から 7 月へは早稲の収穫が早まったため、平川町生活改善運動の一環

令和 7 年度は 7 月 2 0 日（日）

○前日準備

- ・子ども神輿に御霊入れ（神職は千葉氏（横田在住））
- ・関係者、神酒等奉納者等を集めて百目木公民館で神楽奉納、ヨイマチとして飲食を行う

○当日

山車（トラックを改造）、子ども神輿の順番で区内を移動し、5 地区それぞれで神楽を奉納する。山車上では道中囃子が奏じられる。

12：00 百目木公民館出発→御霊神社（第一）→ちいたの里平川→ひまわり（第五）→熊野神社（第二）→諏訪神社（第三）→稲荷神社（上部）→

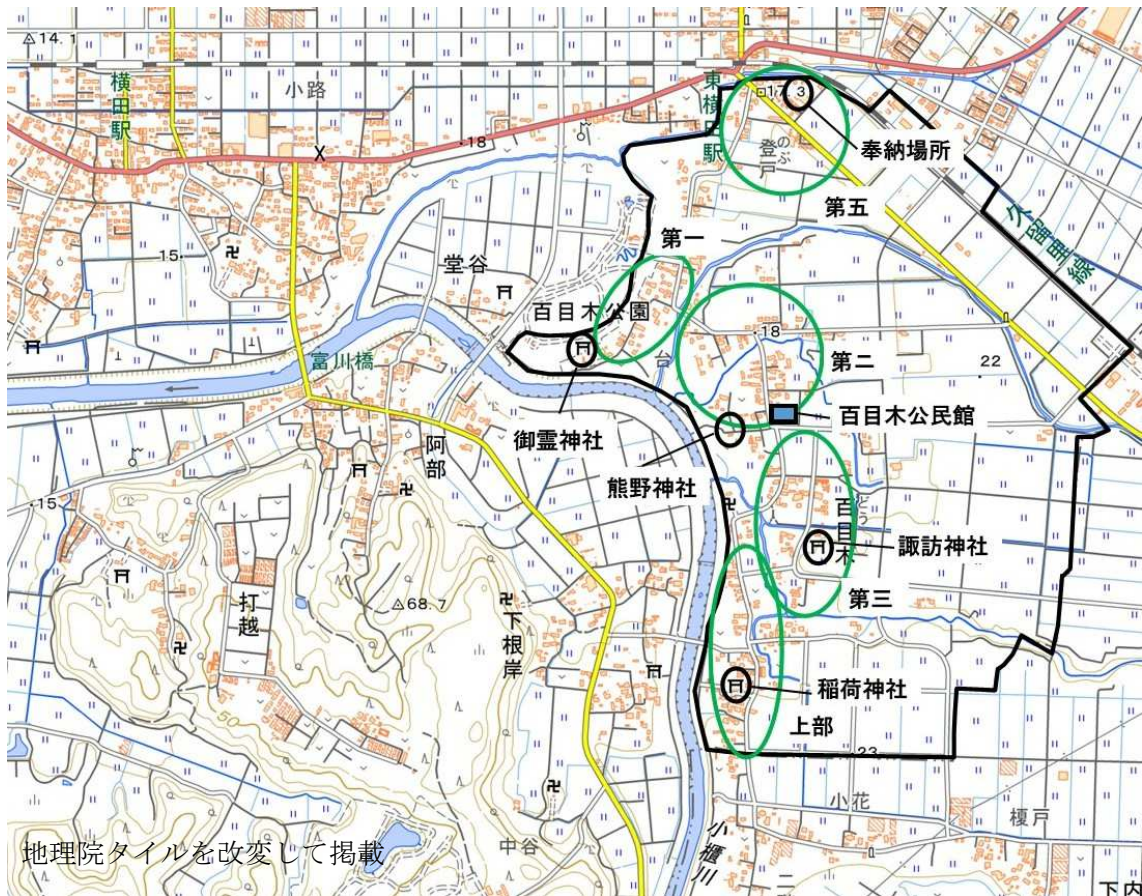
16：30 百目木公民館到着

※ちいたの里は高齢者、ひまわりは障害者用入居施設

※各所で神楽奉納するが、ちいたの里はお囃子のみ奉納

※百目木公民館到着後、御霊降ろしは行わずに終了

- ※子どもはお土産（ハンバーガー等）をもらって解散
- ※大人は百目木公民館内で直会を行う（若ものは深夜まで）
- ※祭礼開始前、終了時は地区内放送で区長が区民に知らせる



第一、第二等の地域範囲については、口頭での聞き取り調査により図示

3. 百目木神楽について

令和7年8月1日、百目木神楽の概要について聞き取り調査を行った。

- (1) 調査協力者：[REDACTED]（昭和27年生まれ）
- (2) 場所：百目木公民館
- (3) 日時：令和7年8月1日 13時30分～

○百目木神楽の由来について

神楽櫃の中に、文政9年（1826）、真里谷にある宿部落の宮大工が神楽櫃を製作した事が記されており、そのころには行っていたと考えられる。

※神楽櫃は大型で倉庫の奥に仕舞い込まれており、移動させるのが困難なために実見できなかった。

○どこから神楽は伝わったか

川向うの「おかめや」から教わったと聞いた事がある。「おかめや」が何の事かはわからない。「おかめや」は白山神社で習ったとか教えたとか聞いている。

※川向うの地域は不明だが、百目木の対岸は「下根岸」という集落であり、かつて獅子神楽があった記録がある。

※白山神社は複数あるが、地理的な交流圏から推測すると、小櫃川流域にある俵田の白山神社の可能性が高い。

○中断期間はあるか

戦後の昭和30年くらいに祭りが中断されてしまった。昭和55年くらいに舞える人達が集まって、もう一度やろうと復活した。その時から子どもに太鼓を教えている。樽神輿を作って地区内を廻り、神楽を奉納した。第五は新しい地区で、その当時は4地区で奉納していた。

○祭礼について

百目木は5つの地区に分かれているので、それぞれの場所で奉納している。

元々村社が御霊神社と諏訪神社があり、令和7年度は御霊神社から廻ったが、次は諏訪神社から廻る。

※令和6年度は諏訪神社から廻っており、諏訪神社→稲荷社→熊野神社→御霊神社→ちいたの里→ひだまり、の順番であった。

※記録されている村社は御霊神社であったが、認識上で村社が2社となっている。

○今の祭礼と昔の祭礼について

第五は新しい地区で、昔は4地区で奉納していた。祭礼費も払ってくれているので奉納しなければいけないという話になり、「ウキフネ」というお店の庭で奉納した。そのお店がなくなって、今はひまわりで奉納している。

ちいたの里はお年寄りが喜ぶから慰問的に寄るようになった。

○伝承団体について

神楽の保存会みたいな団体はない。笛や太鼓、神楽も自然と誰かに習ったりして覚えている。区内でできる人が集まって子どもに太鼓を教えたり、子どもが帰ってから練習したりしている。連絡を取ったりする人が必要という事で自分が代表のような者になっている。

○道具について

あまり古い道具は残っていない。先代の獅子頭も処分している。

○神楽の奉納日について

5月の百目木公園祭り、7月の祭礼以外では定例的な奉納はない。たまに老人ホームのような場所から頼まれて舞った事はある。

○祭り囃子について

今は「道中囃子」の1種類しかやらないが、昔は数曲あった。

○近隣で神楽を伝承する地域について

今は三箇のみで、詳しくはないが劔の舞がある。滝の口の神楽は百目木から婿に行った人が始めた。

○神楽の各舞について、動画を視聴しながら聞き取り

名称は自分たちが勝手に言っているだけで、正しいものかわからない、とのこと
全体としては①前の舞、②御幣の舞、③鈴の舞、④遊びの舞で構成される。

①前の舞、四方固めとも（神殿と周りへのあいさつ）

※腕を広げて右→左へ足を大きく踏み出し、回る。



②舞の合間には獅子頭を上げて斜めに下げる「切る」動作が入る



③前の舞、地ならしとも（地面を清める）

※右腕で田植えのような動きで地を叩いて回る



④ 地ならし後の「切る」動作



⑤ 御幣の舞（口上が入るので、合わせて舞う）

※幣を振るいながら口上に合わせて周囲を払うような動作を挟む

※口上は楽器を持つ者が手を止めて唱える



（口上）

おい天の岩戸を押し開く

いざや神楽を舞い遊ぶ

神を誘めて一踊り

おのの錦は錦のお袖を

おおり飾せ

涼窓の始めつつ

げにい冷人の楽を整え

羅綾の袂を翻せ

みな白妙の御幣をもって悪魔を払い

そこで楽を太平楽よと改まる

- ⑥鈴の舞（鈴の振り方は教える人によって変わる）
 ※幣と鈴を持ち、鈴を鳴らしながらゆっくりと回る



- ⑦遊びの舞、水遊びとも（黄泉の国から帰ったイザナギが禊によってアマテラス、スサノオ、ツクヨミを産む場面）
 ※舞手が変わるが理由は暑くて疲れるから、油単は二人で持つ
 ※獅子頭を手で持ち、口を動かして毛づくろいのような動作で爪を切る



- ⑧水遊び後の切る動作
 ※手で持った頭を高く掲げて大きく斜め下に降ろす



⑨遊びの舞、玉遊びとも（獅子が玉遊びをしている）

※最初に耳を動かし、頭を低く持ち、口を細かく動かしながら回る



⑩最後の動作

※大きく獅子頭を上に掲げ、回るように斜め下へ降ろし、右、左と繰り返し、最後は大きく前に突き出す。獅子頭を置いて退場、そのまま囃子を奏じる。



4. その他

近隣の集落である阿部神社において劣化が進んだ獅子頭が安置されている事を新たに発見した。当地方に獅子神楽が伝わった当初の物かとも思われたが、製作年代等の詳細については不明。今後、聞き取りを行う予定。



5. 今後の調査内容

- ・俵田の白山神社を中心に、君津市域の類似する神楽の調査
- ・製作年代が記されている神楽櫃の調査
- ・阿部神社に収められている獅子頭についての調査
- ・近隣で現存している三箇神楽の調査

議案（４）指定文化財「永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群」の案内板について

令和７年５月１５日付けで答申を受け、令和７年７月４日付けで文化財に指定しました「永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群」について、調査地点を敷地内に有する東京ドイツ村と協議を行い、案内板を設置することとなりました。

つきましては、案内板の文面等の内容について意見を求めるものです。

永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群

所在地 袖ヶ浦市下新田一二三三（袖ヶ浦市郷土博物館）
管理者 袖ヶ浦市
指定年月日 令和七年七月四日

永吉台遺跡群は、東京ドイツ村の敷地を含む永吉地区に所在しています。遺跡は、「パターゴルフ場」周辺の西寺原地区、「いろどりの丘」周辺の遠寺原地区で構成されています。本遺跡は、昭和五十七（一九八二）年～五十九（一九八四）年に発掘調査が行われ、主に奈良・平安時代の集落跡や寺院に関連する遺構が確認されました。

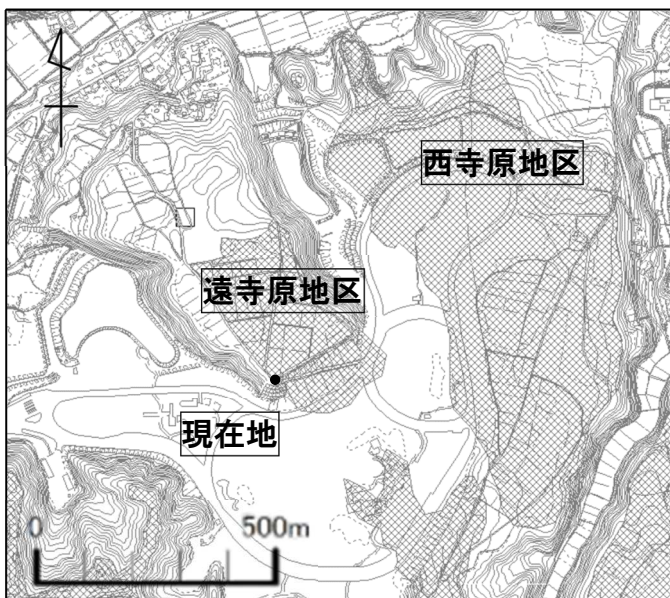
遺跡からは、墨書土器（墨で文字等が書かれた土器）や硯などの文字に関する資料や、役人の存在を示すベルトの飾り、香炉蓋（お香を焚く仏具である香炉の蓋）などの信仰に関わる遺物が出土しました。これらは、袖ヶ浦市における文字の普及や識字層の存在、寺院の所在を示唆するものであり、地方の集落において仏教が受け入れられていたことを示す重要な資料です。

現在、多くの人々で活気あふれるこの場所は、千年以上前においても、多くの人々が生活していたムラとして、賑わう場所であったと考えられます。

令和〇年〇月

袖ヶ浦市教育委員会

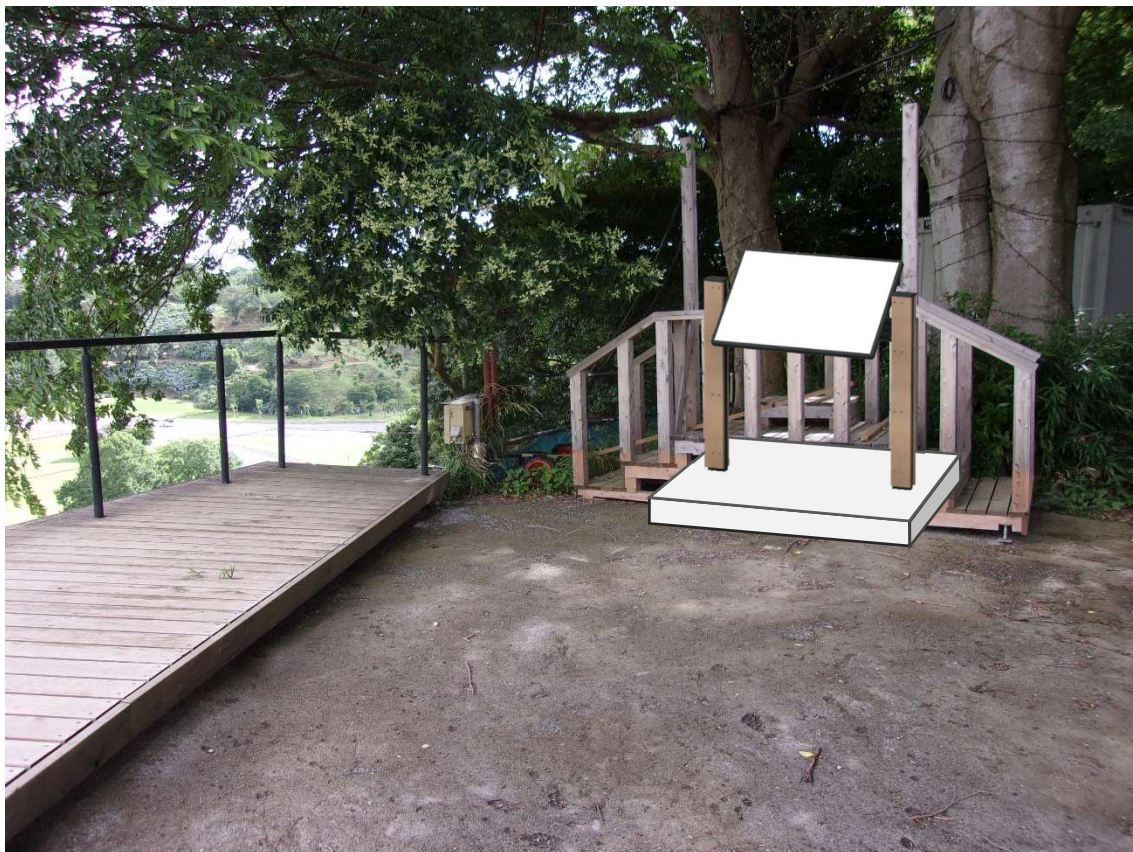
※単色写真



永吉台遺跡群 位置図



指定された資料（抜粋）



案内板設置位置イメージ図

既存の木製枠組みは、東京ドイツ村と協議のうえ、移動もしくは撤去の予定
基礎は置き基礎にて設置予定

報告（１）イッペガサの製作技術の現状について

平成２２年に袖ヶ浦指定文化財第３０号に指定しました「イッペガサ製作技術」について、現状と今後の方針を報告するものです。

１．経緯

平成２２年、「イッペガサ製作技術」を無形民俗文化財に指定し、製作技術の記録保存を行った。

しかしながら、技術保持者の意向により製作体験等の活用事業を行う事はできず、材料である野生のイグサを入手することも困難であった。

令和７年、成田委員の協力の下で野生のイグサを入手できた事で技術保持者に連絡を取ろうとするも、電話は不通であった。そのために自宅を訪問したところ、家が片付けられており、無人であった。

近隣の住人に聞き取ったところ、２年前に入院し、その後は無人の状態がつづいている。家族については所在が不明であるとのこと。

２．イッペガサ製作技術について

市内蔵波地区を中心に伝統的に製作されてきた日よけ用の笠。束ねたイグサを広げて同じくイグサで編み込んでいく。下総に伝わるボッチガサと製作方法は類似するが、途中でイグサを足さず、最後はイグサを外側に編み込むなどの違いが見られる。

素材のイグサは野生のイグサのほか、畳の端切れをほぐして使う製作者もいる。製作者は女性とは限らない。



３．今後の方針について

- ① 技術保持者と縁者の搜索。
- ② 他に製作できる方がいるか、蔵波区を中心に海側の集落で調査を行う。
（主に海側の集落で製作されていた）
- ③ 類似する笠の製作者の協力のもと、過去の記録映像等から製作技術を復元し、詳細なマニュアル等を作成する。
- ④ 今後、技術保持者が亡くなった場合、指定は解除する。ただし、上記の方針を元に、保存活用について検討する。

報告（２）野田の虫送りの休止について

平成１０年に袖ヶ浦指定文化財第２２号に指定しました「野田の虫送り」について、休止が決定されたので報告するものです。

１．経緯

令和７年３月、野田区の総会により「野田の虫送り」を休止することが決定された。

神社総代より連絡を受け、話を伺ったところ、野田区には子どもがおらず、米農家も３軒しかない事を理由に、区の総会で決定してしまった。神社役員の数名は継続の意思を持っているが、区が主催する行事であり、総会で決まったならばどうしようもない、との事であった。

対応として、記録保存のために製作風景を映像資料に残し、製作された神輿は資料として寄贈を依頼した。７月２０日、製作風景の記録を行い、神輿は資料として受領した。

２．野田の虫送りについて

全国的に行われていた虫送り行事であるが、現在市内で実施しているのは野田と谷中のみである。特に野田の虫送りは竹とヒノキの枝葉で神輿を製作し、地区内を巡行したのち、野田堰に放り投げて流してしまうという独特の行事である。

神輿は当日に野田神社境内で製作され、子供達が担いで、各戸を廻る。家に着くと「おひねり」をいただき神輿を「ワー」という掛け声のもとで上下に揉む。

いただいた「おひねり」は子供のおこづかいになるなど、子供が中心の行事であったが、過疎化により野田地区の子供会は解散している。なお、虫送りは害虫駆除を目的に水田を廻る事が多いが、野田では水田２箇所竹を切った梵天を差すのみで、家を廻る事を重視している。これは「おひねり」を目的にした行為と思われるが、人中の虫を駆除する事を目的としている可能性も考えられる。

３．今後の方針について

製作、当日の様子は記録済みであるので、高齢者を中心に虫送りに関する思い出や行事の変遷を、座談会形式で記録する。休止状態とし、指定解除は行わない。

